令和８年（フ）第９６号
山口県宇部市大小路２丁目８番７－201号、前住所山口県宇部市寺の前町７番17－103号
債務者　藤岡　利奈
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７０号
宮城県柴田郡大河原町字新青川10番地７　ウエストリアガーデンⅠ－101号
債務者　渡辺はるみ
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１１４３号
東京都東村山市廻田町１丁目12番地26レオパレス山茶花101
債務者　小山　慎一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１１号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２－11－507
債務者　渡邊　知文
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１８号
東京都立川市羽衣町３丁目12番５号グランドール小川207号
債務者　大久保小百合
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５８号
富山市下大久保3382番地３　モアクレスト風３－Ａ
債務者　八重樫　彩音（旧姓　土手）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２号
静岡県周智郡森町森2165番地　Ａｒｋａｄｉａ大門Ⅰ　101号
債務者　山本　奈々
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第３６３１号
大阪市平野区平野西４丁目２番12号　ＩＶＹ－ＢＯＸ・１ビル　403号、前住所大阪市平野区平野西４丁目２番12号　ＩＶＹ－ＢＯＸ・１ビル　401号
債務者　川崎　淳平
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４５号
大阪府大東市谷川２丁目７番67号
債務者　吉元アナラルカこと　ＹＯＳＨＩＭＯＴＯ　ＡＮＡ　ＲＡＬＵＣＡ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２０号
大阪市港区市岡元町１丁目４番34－905号
債務者　中尾　真弓
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０２５号
大阪市東淀川区大桐３丁目22番27号　スピリッツハイム大桐　207号、前住所神戸市須磨区白川台４丁目27番20号　白川台ハイツ302号
債務者　福嶋美登里
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０７１号
大阪市此花区伝法６丁目３番１－705号
債務者　稲元　清志
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１３号
大阪府吹田市山田南32番12－403号
債務者　岡本　綾香
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１５２号
大阪市西区本田２丁目３番17－512号
債務者　金井　明男
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８９号
大阪府豊中市服部西町１丁目３番８－302号
債務者　大島　直博
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８８号
兵庫県川西市平野１丁目32番７号　202
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係